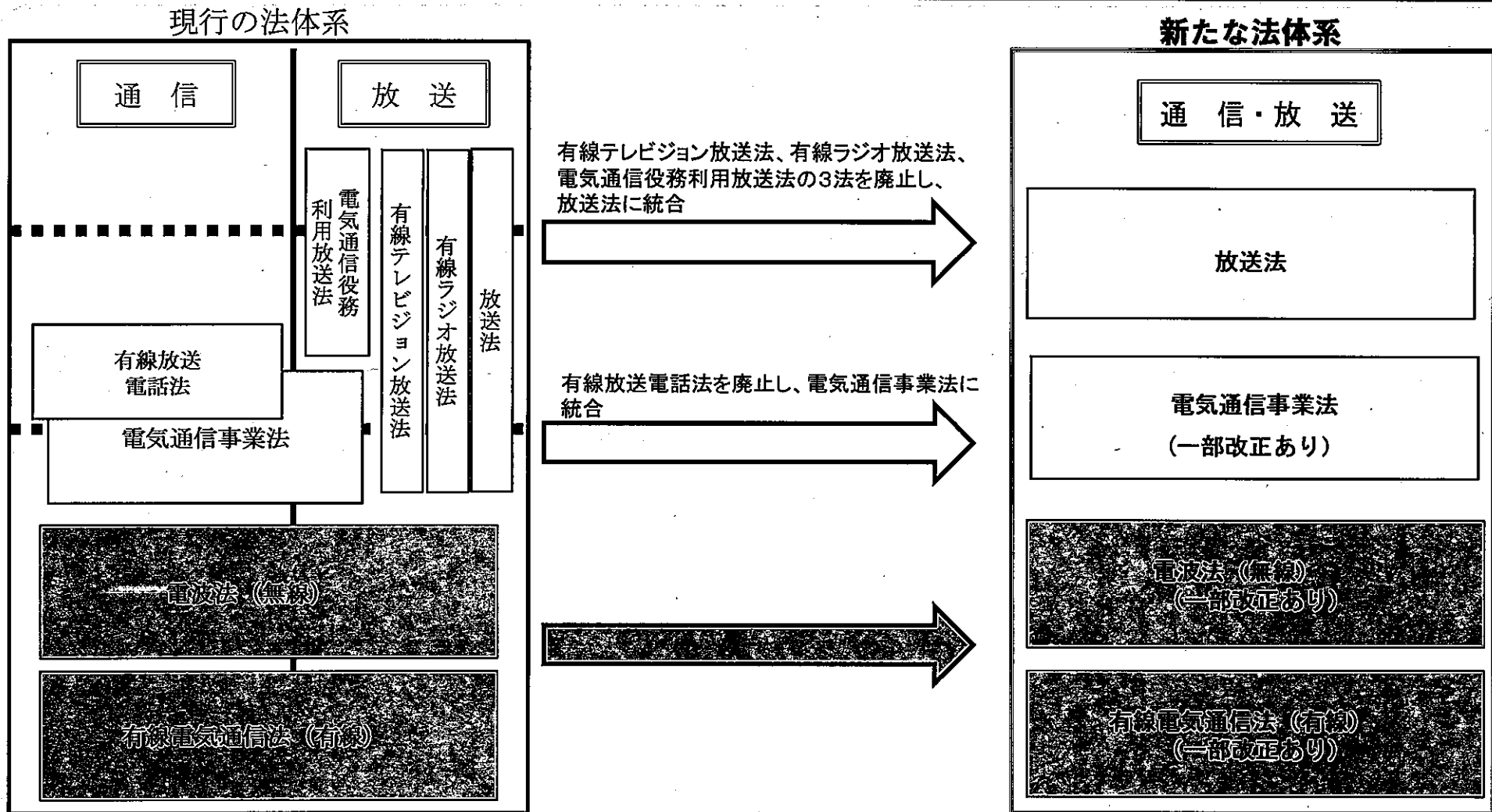


**「放送法等の一部を改正する法律案」
主な改正事項概要**

**平成22年4月
総務省**

1. 通信・放送法体系の見直し

- 情報通信審議会答申を踏まえ、放送類似の通信コンテンツを規律の対象とはしない。
- 通信においては「通信の秘密」の保護(憲法第21条第2項)が、放送においては「表現の自由」の確保(憲法第21条第1項)が重要であるように、通信と放送では互いに維持すべき法益・目的が異なるため、電気通信事業法制と放送法制を取って一本化し、事業者規制を横断化することはせず、①放送法制の一本化(4本→1本)、②電気通信事業法制の一本化(2本→1本)を実施する。



(注) NTT法、青少年インターネット環境整備法、プロバイダ責任制限法等は、今般の改正の対象外。

2(1)② マスメディア集中排除原則の基本の法定化

- マスメディア集中排除原則は、放送がその社会的な役割を適切に果たすために欠かすことのできない「多元性」「多様性」「地域性」の確保を目的とする必要不可欠なルール。平成19年の放送法改正により、その根拠が法定化されたが、具体的な内容は総務省令に委任されたまま。
- マスメディア集中排除原則は、免許の際の審査基準として免許の際にはその遵守を求められるが、免許期間中の基準としては位置づけられていない。



【マスメディア集中排除原則の基本の法定化】

- ◇ マスメディア集中排除原則を国権の最高機関である国会の審議を経たルールとするため、基本原則として次の事項を法定化する。(新放送法第93条第1項第4号・第2項)
 - － 基幹放送事業者、それを支配する者及びそれらに支配される者は、基幹放送の業務の認定等を受けることができないこと(2以上の基幹放送事業者を支配することの禁止)
 - － 「支配」とは、その議決権の1/10以上1/3未満までの範囲内で省令で定める割合(※)を超えて取得すること等とすること
- ※ 現在は省令において、放送対象地域が重複する場合は10%超、重複しない場合は20%以上と規定されている。
- ◇ マスメディア集中排除原則の遵守の実効性を高めるため、認定等の期間中にそれに違反した場合には、総務大臣はその認定等を取り消すことができることとする。(新放送法第104条第3号)

【いわゆるクロスメディア所有規制の検討条項】

- ◇ 今回の見直し後も引き続き検討を継続することを明確にするため、この法律の施行後三年以内に、マスメディア集中排除原則の在り方について、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を、附則の検討条項として規定する。(放送法等の一部を改正する法律附則第14条第1項)

2(1)③ 放送における安全・信頼性の確保

自然災害時に停電等が発生すると長時間にわたり放送も中止してしまう事故が発生している状況※にかんがみ、放送の設備の維持や重大事故の報告に係る規定を整備する。

※ 平成21年に公表されたものに限ってみても、地上放送の親局クラスの停波により、影響世帯数で50万世帯に及ぶ事故が3件、1万世帯以上の事故が8件発生している。うち、10時間以上の放送中止に至った事故が3件、1時間以上では6件発生。

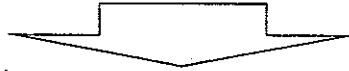
- 基幹放送及び登録一般放送の業務に用いられる電気通信設備に対し、次の事項が確保されるよう技術基準を定めるとともに、免許、認定又は登録において審査する。(新電波法第7条、新放送法第93条、第128条)
 - ① 放送の品質が適正であるようにすること(標準方式など、現行と同じものを想定)
 - ② 設備の損壊又は故障により業務に著しい支障を及ぼさないようにすること(放送中止事故の防止など、安全・信頼性の確保)
- 設備を技術基準に適合するよう維持することを求め、適合していない場合には、設備の改善を命ずることができることとする。(新放送法第111条、第112条、第121条、第136条)
- 設備に起因する重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない旨の規定を設けることとする。(新放送法第113条、第122条、第137条)

※ 規律の具体的な内容及び対象設備等については、総務省令で定めることとしており、別途、放送の形態ごとに実情を踏まえて検討。

2 (1) ④ 放送番組の種別の公表

- テレビジョン放送を行う基幹放送事業者に課されている番組調和原則については、その結果として具体的にどのように調和が図られているのか明確ではなく、ショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを踏まえてショッピング番組の扱いも含めて、その実効性が確保されるべきとの社会的な要請がある。

(注) 番組調和原則とは、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保つようにする原則。



基幹放送事業者の自主自律の下で、基幹放送事業者が、放送番組の種別を区分する基準等の策定、放送番組の種別ごとの時間・割合等の集計を行い、放送番組審議機関の審議を経て、公表する制度を設ける。(新放送法第107条)

対象とする放送

- 番組調和原則が適用されている地上テレビジョン放送、総合編成を行っているBSテレビジョン放送が対象となる。

規定の内容

【番組調和原則を確保するためのもの】(以下の①～④を放送事業者が自ら作成)

①その放送事業者の放送番組の種別ごとの量の目標(調和の目標)

②その放送事業者が放送番組の種別を区分する基準

③その放送事業者の放送における放送番組の種別ごとの時間・割合

④その放送事業者の放送における個々の放送番組の種別

【第三者の意見の反映】

【透明性の確保】

放送番組審議機関に諮問

放送番組審議機関に報告

公表

(注) 放送番組の種別は、「教養番組」「教育番組」「報道番組」「娯楽番組」「広告番組」「その他」とすることを想定。

2(1)⑤ 有料放送における提供条件の説明等

有料放送について、放送事業者と受信者との間で、契約・業務の方法を巡るトラブルや苦情が増加^(※)していることから、受信者に対する説明義務等の規定を整備する一方、約款に係る行政手続を緩和する。

※年間苦情相談件数は、平成20年度で約3000件。10年前に比べて8倍以上、5年前と比べても倍増
(出典:国民生活センター情報(PIO-NET)より)

1. 受信者の権利を保障する観点から、以下のとおり規定を新設する。

- ① 有料放送業務の休廃止に係る受信者への事前周知義務 (有料放送事業者) (新放送法第149条)
- ② 提供条件概要の説明義務 (有料放送事業者・有料放送管理事業者・契約代理店等) (新放送法第150条)
- ③ 提供条件に対する苦情等の処理義務 (有料放送事業者・有料放送管理事業者) (新放送法第151条)

2. 約款規律の緩和(新放送法第147条)

- (1) 基幹放送については、有料放送に係る契約約款の策定及び総務大臣の認可を届出に一律に緩和する。
- (2) 一般放送については、有料放送に係る契約約款の策定及び総務大臣への届出義務を廃止する。

3. 担保措置(新放送法第156条)

1. の義務に違反したときは、業務の方法の改善等の措置を命ずることができるほか、約款が受信者の利益を阻害していると認める場合は、約款の変更を命ずることができることとする。

4. 有料放送の契約によらない受信の禁止に関する規定の適用の拡大(新放送法第157条)

無線の有料放送に加えて、有線の有料放送も有料放送の提供を受ける契約をしないで視聴することを禁止する規律の対象とすることとする。

2(1)⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争が多様化・複雑化し、また、事案が増加している状況(平成21年6月現在:534件)を踏まえ、紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、総務大臣による裁定制度(新放送法第144条)に加えて、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度(新放送法第142条)を整備する。

「電気通信紛争処理委員会」

※「電気通信事業紛争処理委員会」から改称

- ・電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置(平成13年11月30日)。
- ・平成20年4月1日より、無線局の開設等に伴う混信防止等に関するあっせん・仲裁手続を開始。

委員5名(非常勤・任期3年)

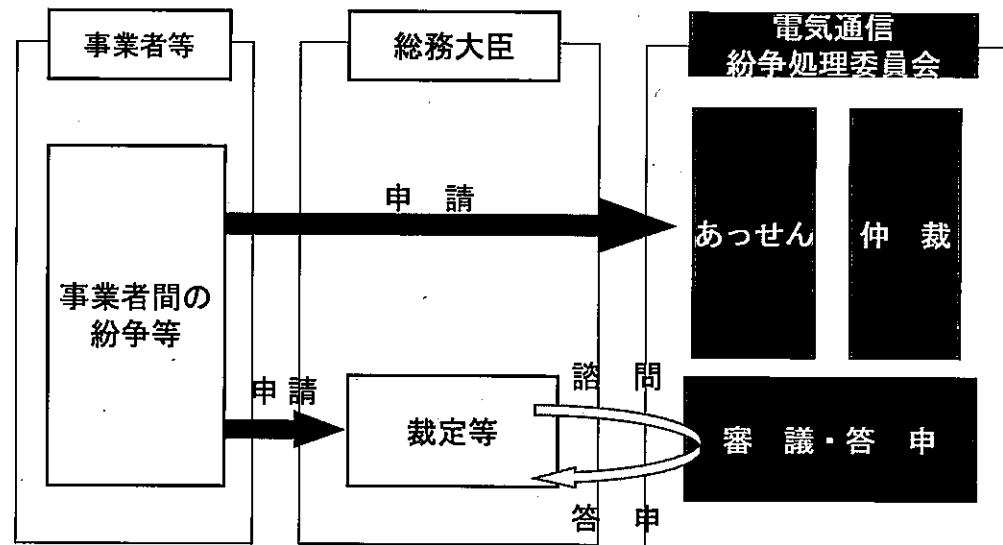
- 両議院の同意を得て総務大臣が任命
- 二人以内は常勤とすることが可

- ・龍岡 資晃(委員長)
(元福岡高等裁判所長官)
- ・坂庭 好一(委員長代理)
- ・尾畑 裕
- ・富沢 木実
- ・瀧上 玲子

特別委員8名(非常勤・任期2年)

- 総務大臣が任命
- あっせん、仲裁に参画

- ・小野 武美
- ・加藤 寧
- ・白井 宏
- ・寺澤 幸裕
- ・樋口 一夫
- ・森 由美子
- ・山本 和彦
- ・若林 亜理砂



<電気通信紛争処理委員会が取り扱う紛争>

- ・電気通信事業者間の接続等に関する紛争 [電気通信事業法]
- ・無線局の開設等に伴う混信防止等に関する紛争 [電波法]
- ・地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争(追加) [放送法]

2(1)⑦ その他

1 NHKに係る規定の改正

趣旨

- 平成19年の放送法改正(NHKの経営委員会による執行部への監督機能の強化)後の状況を踏まえ、経営委員会と執行部との意思疎通を密にするため、経営委員会のメンバーに会長が加わることにより、結果としてNHKのガバナンスがより有効に発揮されるようにすること。

主な改正内容

- 経営委員会について、経営委員のほか、会長を加え、13名で組織することとする。(新放送法第30条)
- 以下の事項を除き、会長は議決権を有することとする。(新放送法第40条)
 - ・ 経営委員長の選任(新放送法第30条)
 - ・ 経営委員長の職務を代行する者の選任(新放送法第30条)
 - ・ 監査委員の任免(新放送法第42条及び第55条)
 - ・ 会長の任免(新放送法第52条及び第55条) 等
- 上記の他、経営委員等について、より幅広い人材から適任者を選ぶことができるよう、欠格事由を緩和することとし、任命の日以前一年間において放送の送受信機の製造・販売業者の役員であった者等を任命できることとする。(新放送法第31条及び第52条)

【参考1】会長が経営委員会の構成員でなくなったのは、昭和34年の放送法改正によるもの。

【参考2】日銀、JRAの他、会社法に基づく委員会設置会社においては、ワンボード化していることが通例。

2 電波監理審議会に係る規定の改正

放送関連4法の統合に伴い、諮問事項を電波監理審議会に整理・一元化するとともに、電波監理審議会に調査・建議する機能を追加。(新放送法第180条)

2(2)① 通信・放送両用無線局の制度の整備

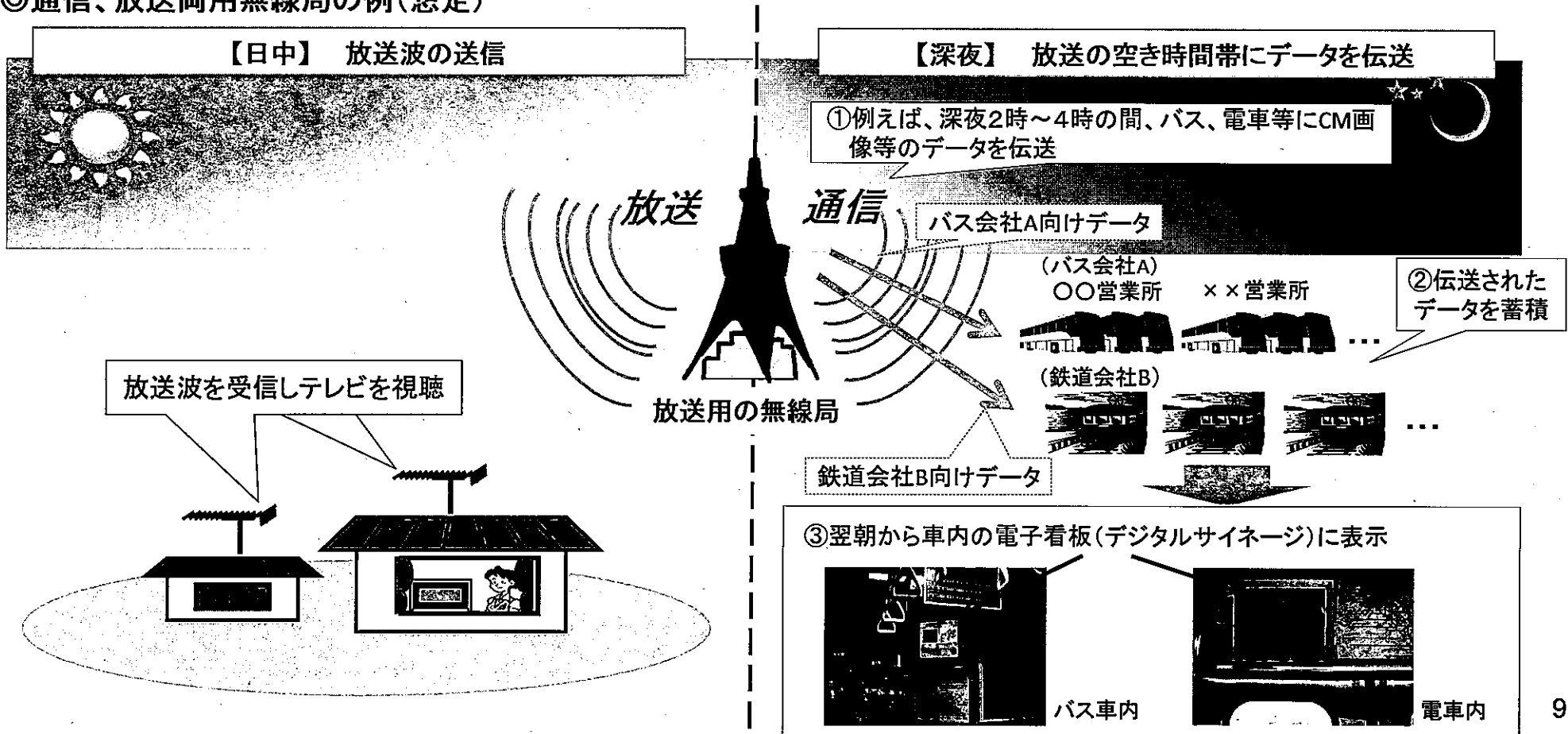
○ 現行の電波法においては、1つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用することは認められておらず、また、無線局の免許を受けた後に無線局の目的を変更することは原則としてできない。

○ 1つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用することを可能とする(新電波法第6条、第7条、第14条関係)とともに、無線局の免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする(新電波法第9条、第17条関係)。

➡ 放送局が深夜の空き時間帯を利用して通信を行う等、新サービスの登場及び電波のより能率的な利用を促進

○ 両用の無線局を活用して、放送から通信に参入する場合は届出(新電気通信事業法第9条)、通信から放送に参入する場合は登録又は届出(新放送法第126条、第133条)で可能。

◎通信、放送両用無線局の例(想定)



2(2)② 免許不要局の拡大

○ 現行の電波法においては、昭和62年の免許不要局制度導入時のニーズを前提として、免許不要局の空中線電力の上限が0.01ワットと法定されており、より高出力の無線局を免許不要局として運用したいとの現在のニーズに対応することができない。



○ 空中線電力が0.01ワットを超える無線局であっても、技術進展等により、他の無線局に妨害を与えないよう運用できるものについて、免許不要局とすることを可能にするため、空中線電力の上限を見直し、1ワットに改めることとする(新電波法第4条第3号)。

➡ これにより、以下のようなニーズに対応することが可能となる

現在免許が必要な無線局が免許不要となる例

○ トランシーバー(1~2km程度の距離用)

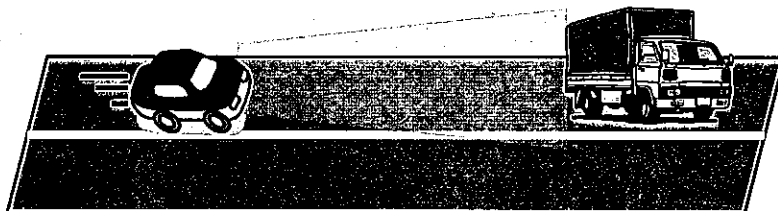


新たな無線システムの実現や性能の向上が期待される例

○ ワイヤレスマイク
(使用範囲が数十mから数百m程度に)



○ 車載レーダー
(検知距離が200mから500m程度に)



○ 動物検知通報システム
(検知距離が1kmから5km程度に)



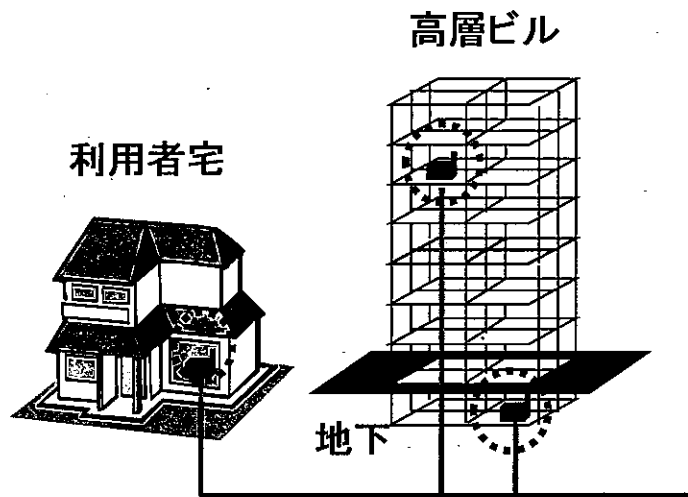
2(2)③ 携帯電話基地局の免許の包括化

○ 携帯電話については、屋内向けの小規模な基地局の提供が進められている。現行の電波法においては、これらの小規模な基地局についても、個別に免許を受けることとされているため、開設までに期間を要し、事業者・利用者ともに不利益を被るおそれがある。



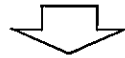
○ このため、携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許を受けた場合には基地局毎の個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする(新電波法第27条の2～第27条の10)。

➡ 迅速かつ機動的に基地局を開設し、サービスを提供することが可能に



小規模基地局

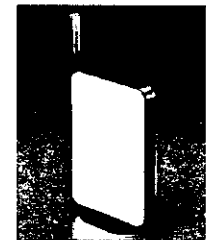
<個別免許の場合>
免許審査に1~2週間
(フェムトセル基地局の場合)



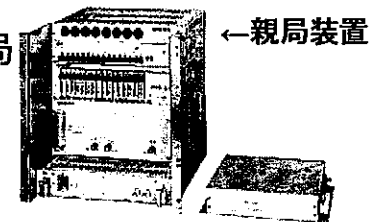
<包括免許の場合>
事後届出で可

小規模基地局の例

①フェムトセル基地局※
※ 新サービス導入のため、
2012年度末で100万局の
開設を見込む事業者がある



②その他の屋内基地局

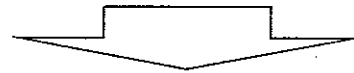


↑
子局装置

2 (3) ① 紛争処理機能の拡充

紛争処理機能の強化

- 配信サーバのみを設置して、動画、音楽、ゲーム等の多様なコンテンツを利用者に対して提供する事業者と電気通信事業者との間で、当該電気通信事業者の役務提供に係る料金や条件を巡る紛争が増加。



コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における、電気通信役務の提供に係る料金や条件を巡る紛争について、電気通信紛争処理委員会のあっせん及び仲裁の対象とする。(新電気通信事業法第157条の2)

- 電気通信事業者が、景観条例による建築制限等により自ら鉄塔等を設置しようとしてもできない場合において、他の電気通信事業者が設置した鉄塔等の共用に係る料金や条件を巡る紛争が増加。



電気通信事業者間における、鉄塔等の共用に係る料金や条件を巡る紛争について、総務大臣による裁定・協議命令の対象とするとともに、電気通信紛争処理委員会のあっせん及び仲裁の対象とする。(新電気通信事業法第38条、第156条第1項)

2(3)② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設等

二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

- 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(例:NTTドコモ、KDDI)に関し、接続料の算定に必要な根拠が開示されていないことから、適正性・透明性が担保されておらず、競争事業者の多様なサービスの展開が困難となっている。



二種指定事業者に対して、接続会計の整理・収支の状況の公表を義務づける。
(新電気通信事業法第34条第6項)

有線放送電話に関する法律の廃止

- 平成20年度末時点で有線放送電話業務を行っている施設は、電気通信事業法制定時(昭和59年)の約4分の1程度(136施設)に過ぎず、施設数は一貫して減少傾向。



有線放送電話に関する法律を廃止し、電気通信事業法に統合するとともに、現
に有線放送電話業務を行う者に対する有線放送電話に関する法律及び電気通
信事業法の適用についてはなお従前の例による旨の経過措置を講ずる。
(附則第2条第4号、第7条)